

第5章



地域包括ケア体制の構築

第5章 地域包括ケア体制の構築

1 地域包括ケアシステムの推進

地域包括ケアシステムとは、ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制と定義されています。また、日常生活圏域については、概ね30分以内に駆けつけられる区域を理想的な圏域として定義しています。

地域包括ケアシステムを実現するためには、次の5つの視点での取り組みが包括的（利用者のニーズに応じた①～⑤の適切な組合せによるサービス提供）、継続的（入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目のないサービス提供）に行われることが必須です。

① 医療との連携強化

- ア 24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化
- イ 介護職員によるたん吸引などの医療行為の実施

② 介護サービスの充実強化

- ア 特養などの介護拠点の緊急整備
- イ 24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設など在宅サービスの強化

③ 予防の推進

できる限り要介護状態とならないための予防の取り組みや自立支援型の介護の推進

④ 見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など

ひとり暮らし、高齢夫婦のみ世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、さまざまな生活支援（見守り、配食などの生活支援や財産管理などの権利擁護）サービスを推進

⑤ 高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備（国土交通省と連携）

高齢者住まい法の改正により、一定の基準を満たした有料老人ホームと高齢者専用賃貸住宅をサービス付き高齢者向け住宅として位置づけ、整備を促進

本市においても、医療、介護、福祉のサービスを組み合わせることで、高齢者が住み慣れた地域で24時間、365日安心して暮らせる社会の実現を目指します。

介護予防から終末期までを包括的に支えるシステムづくりを推進します。

2 関係機関との連携体制

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者などの増加が見込まれる中、地域包括支援センターを中心に、高齢者の生活を地域で支える地域包括ケアシステムが十分に機能できるよう、関係機関との連携体制を構築します。

（１）地域包括支援センターの活動の推進

地域包括支援センターを本市における総合相談・支援機能を担う中核機関と位置付け、これを中心として、多様な相談に対して包括的に対応が可能な総合相談・支援体制の構築を目指します。また、在宅介護支援センター・社会福祉協議会・医師会・歯科医師会などとも連携を図り、地域包括ケアネットワークの構築を目指します。

（２）在宅介護支援センターの活動の推進

地域包括支援センターを中心とする総合相談・支援体制では、在宅介護支援センターを地域ケアにおける最も信頼性の高い社会資源として位置づけ、これまで培ってきた地域住民との信頼関係を活かした有効な協力・連携の体制を構築し、地域包括ケアの充実を図ります。

（３）民生児童委員や見守り推進員との連携

民生児童委員は地域住民にとって、より身近な存在で生活相談・情報提供・支援活動などを行う重要な役割を担っています。

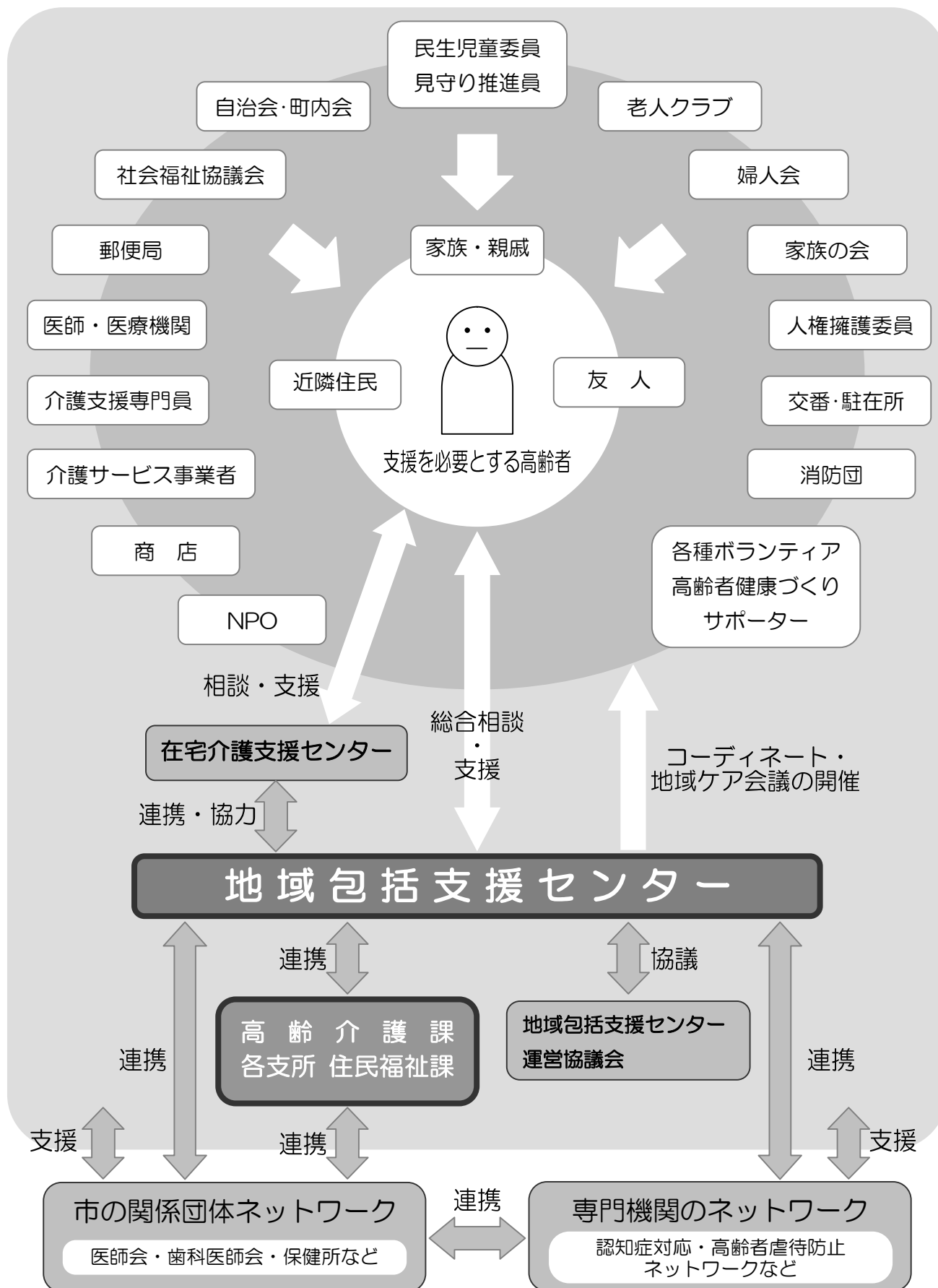
また、見守り推進員は民生児童委員と協同しながら、ひとり暮らしや虚弱な高齢者世帯などを訪問し安否の確認を行ってニーズの把握や日常生活の支援を行っています。

今後も地域包括支援センター・在宅介護支援センター・社会福祉協議会などが連携しながら地域包括ケアの充実を図ります。

（４）地域ケア会議の推進

高齢者の多様なニーズに対応し、より良質なサービスの提供を行うため、地域包括支援センター・在宅介護支援センター・民生児童委員などの関係機関が参加した地域ケア会議を開催し、情報交換や研修を通じて連携を深めます。

■ 地域包括ケアネットワークのイメージ図



3 地域福祉活動の推進

高齢者が地域で安心して生活するためには、地域住民との交流を深めることが大切です。そのためには、ボランティア活動や地域住民による助け合い活動の輪を広げていくことが重要となります。

今後も引き続き、「住民全てがボランティア」を目標に地域福祉活動を積極的に支援するとともに、地域住民のネットワーク形成への支援も行います。

(1) 福祉ボランティアの育成

ボランティア活動の担い手となる「人づくり」の活動について、積極的に支援を行います。そのため、幅広い年齢層を対象に、ボランティアスクールの開催や体験学習会、介護教室などの事業を進めます。また、ボランティア活動を活発化させるための広報・啓発活動も推進します。

(2) 地域福祉活動への支援

地域福祉活動を行うにあたっては、小学校区など日常生活にゆかりの深い地域や近隣の人々の理解ある協力が大切です。

小学校区を単位に、民生児童委員・自治会・婦人会・老人クラブ・社会福祉協議会などの協力を得ながら、小規模地域のネットワーク活動・サロン活動などを通じて、地域住民が積極的に参加し、高齢者が交流を深めながら行う地域福祉活動を支援します。

(3) 豊かな生活環境づくり

高齢者が長年住み慣れた地域社会の中で安心して生活していくためには、関係機関と連携し、緊急時の救急対応や防犯、防災体制の整備を図ることが必要です。

- ①交通安全・防犯に関わる知識についての啓発や、防犯灯整備などの防犯活動の促進、各種交通安全施設の整備及びバリアフリー化を推進します。
- ②防災に関わる地域消防体制の充実や地域防災体制の整備を推進します。
- ③高齢者への悪質商法など、消費者トラブルの発生防止に向けた啓発活動を推進します。
- ④ひとり暮らし高齢者の体調不良などの緊急時に、迅速で適切な対応ができるように緊急通報体制の整備を拡充するとともに、救急情報などを活用し高齢者の安心・安全を確保する救急医療キットなどの導入を検討します。

4 地域包括支援センターの機能強化

(1) 地域包括支援センターの体制

現在、地域包括支援センターを市内3か所に設置していますが、市民の身近な相談窓口としての機能を果たすため、委託を含め地域包括支援センターの増設など、適正な設置箇所数の見直しを図ります。

特に、支所は住民にとって相談窓口としての周知度が高いことから、各支所に拠点を置くサブセンターなどを設置し、旧今治市については相談窓口として実績のある在宅介護支援センターに包括業務を委託するなど、住民の利便性の向上を図ります。

(2) 地域包括支援センターの業務

それぞれの地域包括支援センターが担当する日常生活圏域で地域包括ケアの中核機関としての役割を担い、介護保険法に規定された包括的支援事業として

- ①介護予防ケアマネジメント業務
- ②総合相談業務
- ③権利擁護業務
- ④包括的・継続的ケアマネジメント業務

を一体的に実施し、多様な相談を包括的に解決できるよう支援します。

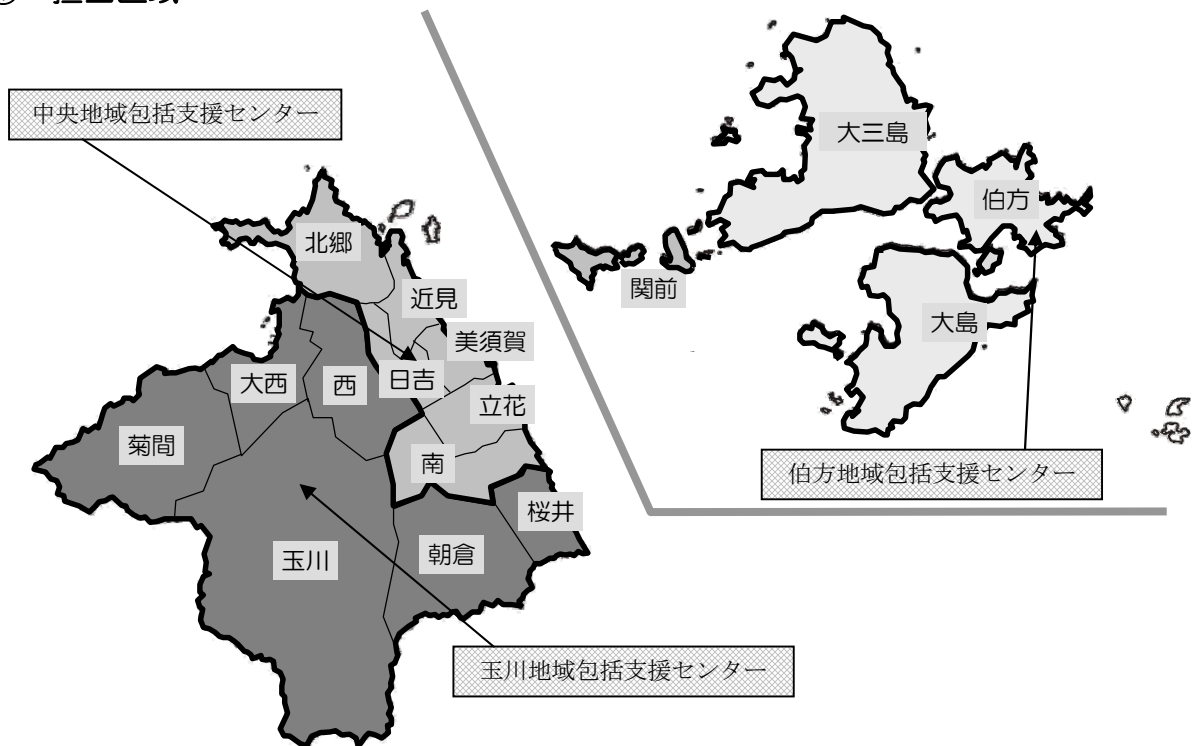
また、指定介護予防支援事業所として、要支援者を対象とした介護予防サービス計画の作成など、指定介護予防サービスの的確な提供を支援します。

活動にあたっては、次の点に配慮し活動成果の向上を図ります。

- ①行政機関、保健所、医療機関、民生児童委員、在宅介護支援センターなど、地域の社会資源を活用し、地域包括ケアネットワークを構築する。
- ②住民の利便性向上の観点から、絶えず運営方法・体制の見直しを行い、よりよい地域包括ケアを充実する。
- ③各センターは、担当圏域の地理的状況、人口、交通事情などの社会的状況に柔軟に対応できる体制を強化する。

(3) 地域包括支援センターの状況

① 担当区域



② 職員体制

中央地域包括支援センター（市役所本庁内）				
担当区域	美須賀・日吉・近見・立花・南・北郷・関前			
職員体制	センター長（兼保健師）	1人	／	主任介護支援専門員 2人
	社会福祉士	1人	／	保健師 4人
	介護支援専門員	6人	／	事務職 1人

玉川地域包括支援センター（玉川支所内）				
担当区域	西・桜井・朝倉・玉川・大西・菊間			
職員体制	センター長（兼支所課長）	1人	／	管理者兼社会福祉士 1人
	主任介護支援専門員	1人	／	保健師 1人
	介護支援専門員	5人	／	事務職 1人

伯方地域包括支援センター（伯方支所内）				
担当区域	大島・伯方・大三島			
職員体制	センター長（兼支所課長）	1人	／	管理者兼社会福祉士 1人
	主任介護支援専門員	1人	／	保健師 1人
	介護支援専門員	3人	／	事務職 1人
	相談員	1人		

平成24年3月末現在

(4) 地域包括支援センターの整備目標

地域包括支援センターには、①保健師、②社会福祉士、③主任介護支援専門員が配置されることが必要で、その員数は、担当区域の第1号被保険者数が概ね3,000人以上6,000人未満ごとに、それぞれ各1人を専従で配置することとされています。

この配置基準を踏まえ、各圏域の地理的・社会的条件や事業者の体制及び整備状況などを勘案しながら、段階的に整備を進めていきます。

■ 整備目標

単位：人、か所

圏域	高齢者人口	平成23年度			平成26年度		
		地域包括支援センター	サブセンター	在宅介護支援センター	地域包括支援センター	サブセンター	在宅介護支援センター
美須賀	2,481	3 (直営)	0	19 (直営) (委託)	6 (直営) (委託)	6 (直営) (委託)	10 (委託)
日吉	4,765						
近見	3,001						
立花	4,611						
桜井	3,828						
南	4,705						
西	4,249						
北郷	4,187						
朝倉	1,434						
玉川	1,752						
大西	2,200						
菊間	2,391						
大島	2,759						
伯方	2,406						
大三島	3,152						
関前	348						
合計	48,269	3	0	19	6	6	10

※ 高齢者人口は、平成23年9月末現在

